

農業経営継承保証保険支援事業 のご案内

近年、後継者候補がいるにも関わらず、金融機関から経営者保証を求められることが後継者への経営継承の阻害要因になっていることを踏まえ、新旧経営者の二重保証の原則禁止等を定めた経営者保証に関するガイドラインの特則（令和元年12月24日）が策定されました。

このことを受け、農林水産省では、新旧経営者の担保・保証人の負担を軽減した資金融通の円滑化を図るため、農業の経営継承の促進支援を実施しています。

「資金調達が悩み…」ではありませんか



金融機関の調査によると、後継者候補となっている属性別で、子息・子女、第三者などの35%が承継にあたって「買取資金の調達の難しさ」を課題として捉えている傾向があります。

経営継承には様々な場面で資金調達等が必要になることがあります



- 事業用資産の買取資金
- 株式等の買取資金
- 贈与・相続等による租税公課などの資金
- 旧経営者が借り受けていた資金の債務引受など

農業信用保証保険制度がお役に立ってます



農業信用保証保険制度を活用し、これら資金ニーズに係る経営者保証人等の負担を軽減できます

農林水産省経営局金融調整課

農業信用保証保険制度の概要はこちらから

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hosyo/hosyou.html>



円滑な経営継承を促進するため 農業信用保証保険制度が支援します



新旧経営者の保証人を解除等

例えば、旧経営者が既往の借入債務について現行も保証人となっている場合、右図の①のように経営者無保証人化等の措置により経営の継承に当たって保証人を解除できます。

また、新経営者も経営者保証を免除されます。



新たな投資への支援

経営継承に伴って必要となる資金の借入れについて、後継者の負担を軽減するため、右図の①の無担保無保証人での保証引受け、併せて②の債務保証料を貸付当初5年間免除します。



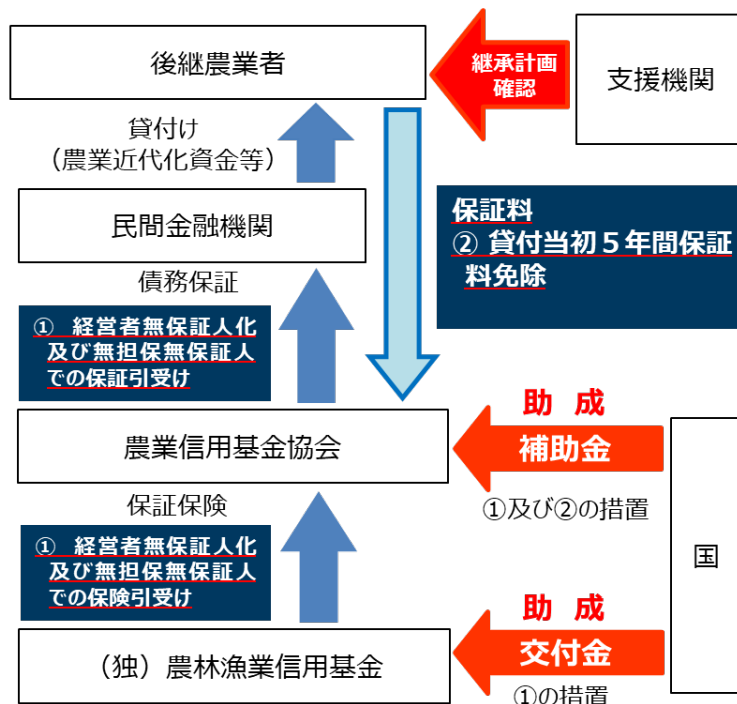
対象要件等

【対象となる資金】

農業近代化資金等の農業関係資金

【対象要件】

- ・ 支援機関の専門家が確認した経営継承計画で農業後継者とされている者であって、認定農業者若しくは実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者（位置付けられることが確実である者を含む。）等
- ・ 簿記記帳を行っていること
- ・ 経営に必要な事業資産等を有すること
など（※その他所定の審査もございます。）



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2171)

農林水産省のウェブページ

○農業経営継承保証保険支援事業には支援機関の専門家による経営継承計画の確認が必要ですので、本事業の活用に関心がある方は、URLの最寄りの支援機関にお問合せ下さい。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>



○農業信用保証保険制度に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hosyo/hosyou.html>

